

2-3. 一般送配電事業者と自治体の連携状況（事前伐採の推進）

- 台風等の自然災害の発生時、停電の主な発生要因は、倒木による配電線の断線。そのため、平時に、電線路沿いの樹木の伐採を推進することは、防災・減災対策として大変効果的。
- 多くの電線路は、道路沿いに施設されており、県道、市町村道における樹木の事前伐採が重要。他方、一般送配電事業者と各都道府県との協定で、事前伐採の規定があるケースは半数程度。
- 自治体毎の災害発生頻度の差異や、予算上の制約が、事前伐採の進捗に影響しているものと考えられることから、一般送配電事業者が取りまとめた、自治体との連携の先行事例のほか、電線路に障害となる植物の伐採指針として経産省が取りまとめた、「電気事業法第61条に基づく植物の伐採等に関する指針」を活用しながら、各自治体への働きかけを推進していく。

<一般送配電事業者と各都道府県との協定における、樹木の事前伐採の規定状況>（令和4年12月末時点）

電力会社		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
事前伐採 の規定	都道府県	1/1	1/7	5/9	5/5	4/4	3/9	2/7	1/4	3/7	0/1

【事前伐採の先行事例（富山県氷見市－北陸電力送配電）】

- 令和3年1月、富山県氷見市では、雪害における倒木等の影響により、6集落で孤立が発生。
- これを受けて、雪や台風による倒木等を未然に防止し、道路の通行不可や送配電線の断線の発生を回避するため、令和3年度から、沿道にある樹木の事前伐採（沿道林整備事業）を開始。
- 森林整備等が目的の国税で、都道府県・市町村に譲与される、森林環境譲与税を活用。

【電気事業法第61条に基づく植物の伐採等に関する指針】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/bassai_shishin.pdf